

# 岐阜県公報

## 目次

### 教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (教育総務課)

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 (同)

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則 (同)

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則 (同)

### 教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令 (教育総務課)

### 教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会防火等対策実施要綱の一部を改正する訓令 (教育総務課)

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (同)

岐阜県教育委員会自動車等管理規程の一部を改正する訓令 (同)

一 二 三 四 五 六 七

## 教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 土 屋 嶮

岐阜県教育委員会規則第三号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則(昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(課及び係の設置)

第二条 事務局の本庁(以下「本庁」という。)に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
教育総務課	管理調整係、政策企画係、義務教育企画係、中等教育企画係、調査広報係、予算係
教育財務課	管理調整係、経理係、助成係、施設係、技術係
教職員課	管理調整係、小中学校係、高等学校係、給与係、免許・公務災害係、厚生係、健康管理係
教育研修課	管理調整係、研修企画係、基本研修係、専門研修係、情報化推進係、情報研修係

学校支援課	管理調整係、総合支援係、教科教育係、産業教育係、生徒指導係、教育相談係、人権教育係
特別支援教育課	管理調整係、特別支援教育係、特別支援学校整備係、自立支援係
社会教育文化課	管理調整係、家庭・地域教育係、教育文化係、伝統文化財係、記念物保護係
スポーツ健康課	管理調整係、企画管理係、スポーツ振興係、学校保健給食係、学校体育安全係

第三条の表学校支援課の項第十号中「人権同和教育」を「人権教育」に改め、同表スポーツ健康課の項第一号中「振興」を「推進」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

第六条の二 本庁の課に総括管理監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 総括管理監は、上司の命を受け、課長を補佐し、課の予算、人事その他の内部管理事務を掌理する。

第六条の三 本庁の必要と認める係に係長を置き、事務職員又は技術職員若しくは指導主事をもつて充てる。

2 係長は、上司の命を受け、その係の分掌事務を掌理する。

第八条の九中「総括管理監」を「管理監」に改める。

第八条の十一の次に次の一条を加える。

第八条の十二 本庁の必要と認める課に係長を置き、事務職員又は技術職員若しくは指導主事をもつて充てる。

2 係長は、上司の命を受け、その担任事務を処理する。

第九条第二項中「又は」を「及び」に改める。

第九条の二第一項中「に主任」の下に「主任技師」を、「事務職員又は」の下に「技術職員若しくは」を加え、同条第二項中「教育主任」を「主任技師、教育主任」に改める。

第十一条を次のように改める。

(課及び係の設置)

第十一条 教育事務所に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課 名	係	名
学校職員課	管理調整係、学校人事係	
教育支援課	学校教育係、生徒指導係、社会教育係	

第十二条の表教育支援課の項第十五号中「振興」を「推進」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 教育事務所の必要と認める係に係長を置き、事務職員又は指導主事をもつて充てる。

2 係長は、上司の命を受け、その係の分掌事務を掌理する。

第十五条第一項中「又は指導主事」を削る。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

第十五条の三 必要と認める教育事務所に係長を置き、事務職員又は指導主事をもつて充てる。

2 係長は、上司の命を受け、その担任事務を処理する。

第十六条の二第一項中「事務職員」の下に「又は指導主事」を加える。

第十八条第一号の表栄養士の項中「栄養士」を「薬剤師」に、「栄養」を「学校保健」に改め、同条第二号の表を次のように改める。

職 名	所 掌 事 務
技 師	上司の命を受け、相当高度の技術的業務に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 土 屋 嶮

岐阜県教育委員会規則第四号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

3 校長は、卒業証明書、修了証明書、成績証明書その他の学業に関する文書を交付する。

第二十二條第二項中「又は」を「及び」に改める。

第二十二條の二第一項中「学校に」の下に「管理監又は」を加え、同條第二項中「学校事務主幹」を「管理監及び学校事務主幹」に改める。

第二十二條の三中「及び課長補佐」を削り、同條の次に次の二條を加える。

第二十二條の四 必要と認める学校に課長補佐を置き、事務職員をもつて充てる。

2 必要と認める学校に技術課長補佐を置き、技術職員をもつて充てる。

3 課長補佐及び技術課長補佐は、上司の命を受け、その担任意務を処理する。

第二十二條の五 必要と認める学校に係長を置き、事務職員又は技術職員をもつて充てる。

2 係長は、上司の命を受け、その担任意務を処理する。

第二十五條第二号中「技術職員等」を「技能職員等」に改め、同号の表中

主任  
炊

炊事員 上司の命を受け、給食施設における炊事、配せん等の労務に従事する。  
を削る。

別表岐阜県立岐阜城北高等学校の部全日制の課程の款家庭に関する学科の項中「ファッション科」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 土 屋

嶋

岐阜県教育委員会規則第五号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「及び」を「又は」に改める。

第二十一條第二項中「又は」を「及び」に改める。

第二十一條の二を削る。

第二十二條の前に見出しとして「（特別の職）」を付し、同條を次のように改める。

第二十二條 必要と認める学校に管理監又は学校事務主幹を置き、事務職員をもつて充てる。

2 管理監及び学校事務主幹は、上司の命を受け、その担任意務を処理する。

第二十二條の三を第二十二條の六とし、第二十二條の二を第二十二條の五とし、第二十二條の次に次の三條を加える。

第二十二條の二 必要と認める学校に事務長補佐を置き、事務職員をもつて充てる。

2 事務長補佐は、上司の命を受け、その担任意務を処理する。

第二十二條の三 必要と認める学校に課長補佐を置き、事務職員をもつて充てる。

2 必要と認める学校に技術課長補佐を置き、技術職員をもつて充てる。

3 課長補佐及び技術課長補佐は、上司の命を受け、その担任意務を処理する。

第二十二條の四 必要と認める学校に係長を置き、事務職員又は技術職員をもつて充てる。

2 係長は、上司の命を受け、その担任意務を処理する。

第二十三條第二号の表を次のように改める。

職 名	所 掌 事 務
調理師長	上司の命を受け、調理業務に従事する。
主任調理師	
調理師	上司の命を受け、主として校内において専ら児童及び生徒の介護業務に従事する。
主任介護員	
介護員	上司の命を受け、学校の環境の整備その他の用務に従事する。
主任学校用務員	
学校用務員	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 土屋 嶸

岐阜県教育委員会規則第六号

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例（昭和三十六年岐阜県条例第四号）」の下に「岐阜県図書館条例（平成二十三年岐阜県条例第四十号）」を加える。

第三条を次のように改める。

（係の設置）

第三条 図書館の総務課に管理調整係を、企画課に企画振興係及び資料係を、サービス課にサービス第一係、サービス第二係及び郷土・地図情報係を置く。

2 高山陣屋管理事務所に管理調整係を置く。

3 文化財保護センターの総務課に管理調整係を、調査課に調査第一係、調査第二係、調査第三係及び飛騨調査係を置く。

4 博物館の総務部に管理調整係を、学芸部に人文係、自然係、マイ・ミュージアム係及び教育普及係を置く。

5 美術館の総務部に管理調整係を、学芸部に学芸第一係、学芸第二係及び教育普及係を置く。

6 現代陶芸美術館の総務部に管理調整係を、学芸部に学芸係及び教育普及係を置く。

第四条の二中「補佐させるため、」の下に「必要に応じて」を加える。

第六条第一項中「教育機関の」の下に「必要と認める」を加え、「及び課」を「課

及び係」に改め、同項に次の一号を加える。

三 係長

第六条第二項中「及び課長」を「課長及び係長」に改め、「それぞれ」を削り、「又は課」を「課又は係」に改める。

第六条の二の次に次の一条を加える。

第六条の三 必要と認める教育機関に係長を置く。

2 係長は、事務職員又は学芸員をもって充てる。

3 係長は、上司の命を受け、その担任事務を処理する。

第七条第三項及び第八条第三項中「又は」を「及び」に改める。

第九条第二号の表中

主任 営繕手	上司の命を受け、営繕事務に従事する。
主任 営繕手	上司の命を受け、庁舎等の清掃、使送等の
主任 用務員	
主任 用務員	

労使に従事する。

主任 営繕手

上司の命を受け、営繕事務に従事する。

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事務局一般  
各教育機関

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 土屋 嶠

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の五」を「第十条の四」に改める。

第二条第六号中「第八条の九第一項」を「第六条の二第一項」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 係長 事務局組織規則第六条の三第一項に規定する係長をいう。

第二条中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とする。

第六条第二項中「（総括管理監が置かれていない場合は管理及び調整を担当する課長補佐又は課長の指定する者）」を削り、「管理及び調整に関する事項を整理する課長（課長が置かれていない場合は管理及び調整に関する事項を整理する上席の事務職員）を「管理調整に関する事務を担当する部長又は課長（部長又は課長が置かれていない場合は現地機関等の長の指定する者）」に改める。

第八条第一項第三号中「枝番」を「文書番号の枝番号」に改め、同項第四号中「次に掲げる文書」を「第一号及び第二号に掲げる文書以外の文書で次に掲げるもの」に改め、「番号」の下に「（枝番号を含む。以下同じ。）」を加え、同項第五号中「前三号」を「前号」に改める。

第十条第一項第一号中「あて名人」を「宛名人」に改め、同項第二号中「押した後」の下に「、主務係長（係長が置かれていない場合は、課長の指定する者。以下この章に

おいて同じ。）」に交付すること。この場合において、交付を受けた主務係長は」を加える。

第十条の二中「文書取扱責任者」を「主務係長」に改める。

第十条の三第一項中「あて」を「宛て」に改め、「文書取扱責任者が」の下に「主務係長に転送し、主務係長は、」を加え、同条第二項中「あて」を「宛て」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

第十条の四を削る。

第十条の五の見出し中「取扱い」の下に「の特例」を加え、同条中「前四条」を「前三条」に改め、同条を第十条の四とする。

第十一条第一項中「文書取扱責任者」を「主務係長」に、「第十条の四」を「第十条の三」に改める。

第十一条の三中「事務担当者」を「主務係長」に改める。

第十四条第一項を次のように改める。

起案文書には、次の区分により決裁区分を表示しなければならない。

教育長 教育委員会又は教育長の決裁事項とされるもの

教育次長 教育次長の決裁事項とされるもの

義務教育総括監等 義務教育総括監等の決裁事項とされるもの

課長 課長の決裁事項とされるもの

係長 係長の決裁事項とされるもの

第十六条第二項中「行う場合」の下に「にあつて」を加え、同条第四項中「関係職員に限り」を「係長以上の職にある者に」に改め、同条第八項中「文書を決裁した」を削る。

第二十四条第二項中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、「往復文書」を「一般文書」に改め、「・契約」を削り、「文書取扱責任者」を「回議者」に改める。

第二十五条第一号口及び第三号中「あて先」を「宛先」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第三十一条第一項第一号中「あて名人」を「宛名人」に改め、同項第二号中「押し」の下に「、主務課長（課を置かない現地機関等にあつては所長等の指定する者。以下この章において同じ。）」に交付すること。この場合において、交付を受けた主務課長は」を加え、同条中第五項を削り、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 親展文書の配布を受けた者は、当該文書を開封した結果それが前二項に定める手続を要すると認められるときは、速やかに文書取扱責任者に返付しなければならない。

4 主務課長は、文書取扱責任者から配布を受けた文書のうち自課の所管に属さないものがあるときは、直ちに当該文書を文書取扱責任者に返付しなければならない。

第三十一条の四中「あて」を「宛て」に改める。

第三十一条の五を次のように改める。

(軽易な文書の取扱いの特例)

第三十一条の五 前四条の規定にかかわらず、軽易な文書については、文書管理システムに登録することを省略することができる。

第三十二条の二第一項中「供覧用紙」の下に「(別記第五号様式の二)」を加える。

第三十二条の四の次に次の一条を加える。

(決裁区分等の表示)

第三十二条の五 起案文書には、次の区分により決裁区分を表示しなければならない。

所長 所長等の決裁事項とされるもの

課長 課長の決裁事項とされるもの

第三十三条第二項中「行う場合は」を「行う場合にあつては」に、「回議の場合」を「回議を行う場合にあつては」に改め、同条第四項中「の回議を受けた関係の課において」を「を関係課へ回議する場合」に、「閲覧」を「回議」に改め、同条第五項を削る。

第三十四条中「並びに第十九条」を「第十九条並びに第二十条」に改め、後段を削る。

第三十六条第一号口中「あて先」を「宛先」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第三十七条第二項中「送発」を「発送」に改める。

別記第六号様式中「第14条」を「第14条、第16条」に改め、同様式(その一)中「教

育次長・課長」を「教育次長・義務教育総括監・課長・係長」に、  
 「書留 配達証明 県公報掲載(増刷) フラクシミニ」を「普通郵便 書留 配達証明 電子メール 総合行政ネットワーク 直報報告」を「フラクシミニ 電子メール 部) その他( )」に改める。

配達証明 電報 速達 親展 はがき )」 「教育次長 課長」を「教育次長 係長」に改め、同様式(その二)中「フラクシミニ 電子メール 県公報掲載(増刷) 部) 電報 速達 親展 はがき 総合行政ネットワーク 直報報告」を「普通郵便 書留 配達証明 内容証明 その他( )」に改める。

電報 速達 親展 はがき )」 「教育次長 課長」を「教育次長 係長」に改め、同様式(その二)中「フラクシミニ 電子メール 県公報掲載(増刷) 部) 電報 速達 親展 はがき 総合行政ネットワーク 直報報告」を「普通郵便 書留 配達証明 内容証明 その他( )」に改める。

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局 一般 各教育機関

岐阜県教育委員会防火等対策実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会防火等対策実施要綱の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会防火等対策実施要綱(昭和四十八年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教育委員会事務局研修管理課(課内室を含む。)」を「教育委員会事務局教育研修課」に改める。

第二条中、「県立学校」の下に、「岐阜県図書館条例（平成二十三年岐阜県条例第四十号）に規定する図書館」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局 一般  
各 教 育 機 関

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「第八条の九第一項」を「第六条の二第一項」に改め、同条第十一号を次のように改める。

十一 係長 事務局組織規則第六条の三第一項に規定する係長（係長が置かれない係にあつては、当該係に属する事務局組織規則第八条の十一第一項に規定する課長補佐若しくは技術課長補佐又は事務局組織規則第九条第一項に規定する主査若しくは技術主査のうち最も上席のもの）をいつ。

第七条に見出しとして「（係長専決事項の基準）」を付し、同条中「次の各号に掲げる基準による事務は、あらかじめ課長が指定する職員が専決することができる」を「係長の専決事項とされるものの基準は、次の各号に掲げるとおりとする」に改める。

第十条第一項第四号中「当該事務を所掌する課長補佐（当該事務を課長補佐が所掌しない場合にあつては、課長があらかじめ指定する者）」を「総括管理監」に改め、同条第二項中「前項第四号中「当該事務を所掌する課長補佐（当該事務を課長補佐が所掌しない場合にあつては、課長があらかじめ指定する者）」を「前項第四号中「総括管理監」に、「場合は、当該事務を所掌する課長補佐（当該事務を課長補佐が所掌しない場合に

あつては、課長があらかじめ指定する者）」を「場合は、総括管理監」に改め、「総括管理監を置く課における事務の代決については、同項第四号中「当該事務を所掌する課長補佐（当該事務を課長補佐が所掌しない場合にあつては、課長があらかじめ指定する者）」とあるのは「総括管理監（総括管理監が出張等により代決することができない場合にあつては、当該事務を所掌する課長補佐（当該事務を課長補佐が所掌しない場合にあつては、課長があらかじめ指定する者）」とを削る。

第十五条の見出し中「課長専決事項」を「現地機関等の課長専決事項」に改め、同条中「課長」を「現地機関等の課長」に改める。

第十六条の見出し中「課長専決事項」を「現地機関等の課長専決事項」に改め、同条中「課長」を「現地機関等の課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第三号

事務局 一般  
各 教 育 機 関

岐阜県教育委員会自動車等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会自動車等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会自動車等管理規程（平成十二年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第七十四条の二第一項」を「第七十四条の三第一項」に改め、「学校事務主幹」を削る。

第七条第一項中「第七十四条の二第四項」を「第七十四条の三第四項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社